**平成２６年（フ）第１０６５号**
横浜市南区白金町２丁目25番地　白金ビル403
破産者　小林　正尚
1　決定年月日　平成27年３月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２６年（フ）第１８０２号**
横浜市緑区東本郷６丁目３番５―518号
破産者　及川　隆弘
1　決定年月日　平成27年３月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２６年（フ）第１８１９号**
横浜市神奈川区菅田町1534―10　シティーハイムイチハラ203号、住民票上の住所横浜市神奈川区菅田町2638番地
破産者　金子　　力
1　決定年月日　平成27年３月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２６年（フ）第１９５５号**
神奈川県大和市下鶴間２丁目９番28―301号
破産者　廣田　正巳
1　決定年月日　平成27年３月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２６年（フ）第１９９６号**
横浜市緑区三保町1410番地１　フェリーチェ神明Ｂ22号
破産者　伊與部竹志
1　決定年月日　平成27年３月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２６年（フ）第１０３号**
神奈川県小田原市久野2236番地の10
破産者　薦野　英男
1　決定年月日　平成27年３月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

**平成２６年（フ）第３３３号**
神奈川県秦野市鶴巻1890番地の５
破産者　倉橋　絹子
1　決定年月日　平成27年３月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

**平成２６年（フ）第４４１号**
神奈川県平塚市東中原２丁目13番19―２号
破産者　米山　友樹
1　決定年月日　平成27年３月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

**平成２６年（フ）第１５７号**
新潟県長岡市南町１丁目８番２号
破産者　八木　直樹
1　決定年月日　平成27年３月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所長岡支部破産係

**平成２４年（フ）第６１６号**
静岡県菊川市加茂5501番地　織部借家Ｂ棟Ｄ号、旧住所静岡県焼津市浜当目２丁目10番17号
破産者　望月喜久男
1　決定年月日　平成27年３月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

**平成２５年（フ）第２０３号**
静岡県菊川市加茂5501番地　織部借家Ｂ棟Ｄ号、旧住所静岡県焼津市浜当目２丁目10番17号
破産者　望月　明子
1　決定年月日　平成27年３月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

**平成２６年（フ）第１２２号**
静岡県焼津市小土897番地の７　パルティールＳ105
破産者　鈴木　順二
1　決定年月日　平成27年３月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

**平成２６年（フ）第４０３５号**
大阪市生野区田島３丁目８番10号
破産者　豊川聖一こと　任　　聖一
1　決定年月日　平成27年３月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２６年（フ）第８４３号**
広島県安芸郡海田町南幸町12番７―101号
破産者　柴本　和幸
1　決定年月日　平成27年３月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

**平成２６年（フ）第９０３号**
広島市中区榎町３番４号タウンハウス榎町304号室、住民票上の住所広島市安佐北区三入６丁目９番４―３号
破産者　山口　信幸
1　決定年月日　平成27年３月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

**平成２６年（フ）第９９号**
愛媛県西条市河原津甲1166番地19、前住所愛媛県西条市河原津甲1166番地の17
破産者　江原　義人
1　決定年月日　平成27年３月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所西条支部

## 破産手続終結

**平成２５年（フ）第６５号**
福岡県大川市大字酒見704番地の３
破産者　株式会社田中挨板工業所
1　決定年月日　平成27年２月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
福岡地方裁判所柳川支部破産係

**平成２６年（フ）第２２号**
秋田県能代市柳町７番４号
破産者　株式会社誠和産業
1　決定年月日　平成27年２月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
秋田地方裁判所能代支部

**平成２３年（フ）第２０２号**
山形市流通センター２丁目８番地３
破産者　株式会社いづみや
1　決定年月日　平成27年２月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
山形地方裁判所民事部